

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。

山口市では、合併後の平成20年3月に「山口市男女共同参画基本計画」を策定し、平成25年3月には「後期行動計画」を策定、平成26年3月には「山口市男女共同参画推進条例」を制定し、平成30年3月には「第2次山口市男女共同参画基本計画」を策定して、男女共同参画に関する諸施策を推進してきました。

この取組により、固定的性別役割分担意識は改善の傾向にあるものの、依然として社会制度・慣行の中には残っており、男女の地位の平等感について全ての分野で男性が優遇されていると感じている割合も高いなど、不平等感が根強く、男女共同参画が進まない一因となっています。

この第3次基本計画では、前計画から引き続き、性別による固定的な役割分担意識の解消、仕事と生活の調和の推進、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大等について、今後5年間、重要な項目として推進していくために山口市が取り組むべき施策の方向性とその内容を明らかにするものです。

2 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「山口市男女共同参画推進条例」に基づき、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次山口県男女共同参画基本計画」を勘案して策定し、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画として位置付けます。

また、「第二次山口市総合計画」や市の関連する計画等との整合を図ります。

3 計画の期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。ただし、社会状況等の変化により、新たな課題への取組が必要になった場合には、計画期間中であっても必要な検討を行います。